

【二次審査の審査基準】

南アルプス市高度農業情報センター

選 定 基 準		審査項目		審査基準		傾斜 配分	配点		審査の根拠
Ⅰ	施設の運営が市民の 平等な利用を確保する ことができるものであること	1	施設の運営方針に沿った経営	①	申請団体の経営方針は指定管理者として適しているか		5	25	事業計画書3(1)ア・イ
				②	施設の管理運営の基本方針に対し、事業者の管理運営の考え方が適合しているか		5		事業計画書3(1)イ
		2	利用者の平等利用と安全性の確保	③	利用者の平等利用への考慮や、社会的弱者への配慮がされているか		5		事業計画書3(2)ア
				④	利用者の安全対策、緊急時の対応、再発防止策の検討等の提案がされているか		5		事業計画書3(2)イ
				⑤	情報公開及び個人情報保護のために必要な措置が講じられているか		5		事業計画書3(2)ウ
Ⅱ	施設の設置の目的に照らし、その効果を十分に 発揮させるとともに、その 管理を効率的に行うこと ができるものであること	3	施設の利用促進対策	⑥	適確な現状分析により、施設の設置目的に沿った将来展望が明確であり、実現に向けて意欲、熱意が感じられるか	○	10	30	事業計画書3(3)ア
				⑦	快適な施設環境の維持や、施設情報の広報、利用予約の多様化等により利用者満足度の向上が望める提案がされているか		5		事業計画書3(3)イ
		4	利用者に対するサービスの向上	⑧	独自のノウハウやネットワークを活用して、新規事業の提案や新規利用者の増加を図る提案がされているか。また、内容が現実的かつ具体的であるか	○	10		事業計画書3(3)イ
				⑨	利用者の声を吸い上げて、運営改善につなげていくシステムが構築されているか		5		事業計画書3(3)イ
		5	適切な維持管理と経費の効率性	⑩	事業内容と管理運営計画・収支予算書の整合性が図られているか		5	15	事業計画書3(4)ア
				⑪	管理運営の効率化やコスト縮減が期待できる提案がされているか		5		事業計画書3(4)イ
				⑫	市の指定管理料または市への納付金の提案評価		5		収支予算書(提案価格評価)
Ⅲ	施設の管理を安定して 行う物的能力及び人的 能力を有するものである こと	6	安定した運営が可能な人的能力	⑬	施設運営を行うに当たって現場責任者、有資格者の配置、指揮系統や責任・権限が適切であるか		5	15	事業計画書3(4)ウ・エ、書式1ー1
				⑭	施設を適切に運営していくための人的能力を有しており、さらに、職員の資質・能力向上のための人材育成が計画されているか		5		事業計画書3(4)ウ・エ
		7	安定した運営が可能な財政基盤	⑮	持続的・安定的に運営できる財政基盤があるか		5		事業報告書・財務諸表
Ⅳ	その他市長等が公の施設 の性質又は目的に応じて指定する基準	8	地域貢献	⑯	職員の採用について市内からの雇用が具体的に計画されているか		5	15	事業計画書3(5)、書式1ー2
				⑰	一部業務委託及び物品の購入等について市内業者を優先的に選定する計画がされているか		5		事業計画書3(5)
		9	実績評価	⑱	類似施設の管理運営実績(当該施設を含む)があるか。また、その成果をあげているか。実績のない場合は、今までの経営実績を本施設運営にどのようにいかしていくか。		5		事業計画書2、書式3
		10	施設の性質・目的に応じた具体的な提案・対策評価	⑲					
				⑳					
合 計 点 数							100		

※⑫については提案価格の相対評価による採点 ⑮については専門的知識を有する委員による審査
※⑲または⑳、もしくはその両方の審査基準を設定しない場合、①～⑱の審査基準について傾斜配分を設定する

評価係数		
5	優れている。(高度の能力を有している。)	5点
4	満足できる。(十分な能力を有している。)	4点
3	平均的である。	3点
2	物足りなさを感じる。(能力が若干乏しい。)	2点
1	劣っている。(任せることについて不安である。)	1点

※各審査基準について委員1人以上が「1」の評価をした場合は、選定審査会で協議し、候補者として選定しないことができる。
※応募者の二次審査の得点が60点に満たなかった場合は、選定審査会で協議し、候補者として選定しないことができる。